

資料3-4 議案第239号

令和7年1月27日

土木部みどりと公園課

「大門東の森公園」特別緑地保全地区指定について

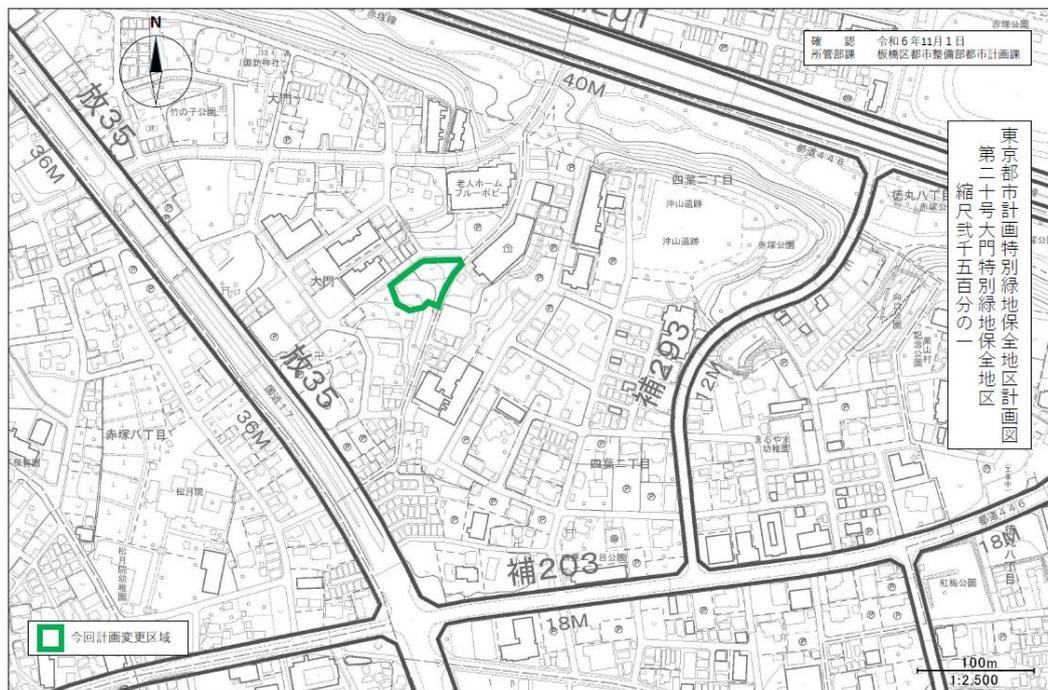
1 計画の目的

「板橋区都市づくりビジョン」においては、都市の骨格を形成する軸の一つとして崖線を捉え、本地区を含む「徳丸・西台エリア」は、多様な世代が自然豊かに暮らせる生活利便性の高いまちをめざして、樹林地の保全や景観に配慮した街並み形成に取り組むこととしている。また、東京都と区市町村で策定した「緑確保の総合的な方針」では、確保することが望ましい緑を明示することとしており、本地区は、緑地の買収により保全する又は、法令等に基づいた強い規制により確実に保全する地区に位置付けている。

本地区は、板橋区の北西部に位置し、武蔵野台地の東端と荒川低地間の崖線沿いに残存する樹林地の一つで、ケヤキ・イヌシデ・アカマツ・カエデなどから構成されるほか、草地広場と一体となって良好な自然環境を形成しており、地域住民がいつでも利用できる市民緑地として開放されてきた。本地区一帯は、崖線の影響を受け起伏に富んだ地形となっており、崖線沿いには、社寺、城跡等の歴史的建造物が点在し、それらの緑と一体となって自然の繋がりを感じさせる緑豊か、かつ農的な景観を残している樹林地である。

こうしたことから、都市部に残る貴重な崖線の一部である本地区の優れた風致、景観の保全及び地域住民の健全な生活環境を確保するため、大門地内における約0.16ヘクタールの区域について、新規の特別緑地保全地区を追加する都市計画変更をしようとするものである。

【概要図】



本地図は東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500地形図を利用して作成したものです。(利用許諾番号) 6都市基交測第166号、令和6年10月18日
ただし、計画線は都市計画道路網図「(承認番号) 6都市基街第198号、令和6年10月7日」から転記したものです。無断転載を禁ず。

2 都市計画案の内容

資料3-2参照

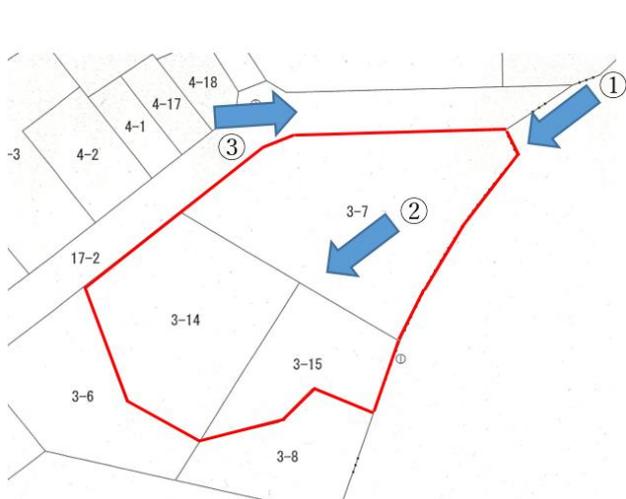
3 都市計画案の縦覧等結果

資料3-3参照

4 これまでの経緯と今後のスケジュール（予定）

年度	経緯・スケジュール
H20	市民緑地として供用開始
R 6	9月 都市公園告示 11月1日 東京都知事協議（都市計画法に基づく協議の申出） 11月12日 東京都知事協議結果通知 11月22日～12月6日 都市計画案の公告・縦覧（意見書の受付） 1月27日 都市計画審議会へ付議 3月頃 都市計画の決定・告示

5 現況写真



②



③

